

【障害福祉事業所等における物価高騰対策一時支援金】Q&A

No.	質 問	回 答
1	補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。	<p>補助対象となる事業所等は以下のとおりです。</p> <p>2025年12月1日時点で現に指定を受け、サービスを提供している事業所であって、2025年度に兵庫県が実施する障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金の交付決定を受けた豊岡市内の事業所および豊岡市地域活動支援センター事業の指定を受けた事業所</p> <p>ただし、以下に該当する場合は申請できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 2025年12月1日時点で休止中の事業所 <input type="checkbox"/> 本一時支援金の申請時点で廃止している事業所 <input type="checkbox"/> 2026年4月1日時点で廃止を予定している事業所 <input type="checkbox"/> 基準上の設備を共用する事業所であって、「介護サービス事業所等における物価高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所
2	申請にあたり、物価高騰等の影響額がわかる証拠書類の提出は必要ですか。	証拠書類の提出は不要です。
3	実績報告書を提出する必要はありますか	実績報告書を提出する必要はありません。
4	申請は法人単位ですか。事業所単位ですか。	法人単位での受付となります。オンラインでの申請は、1回につき最大5事業所まで申請可能です。6事業所以上を申請される場合は、申請フォームを分けて申請してください。
5	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	原則、法人名義の口座を指定してください。やむを得ず、事業所ごとに異なる振込先口座の指定が必要な場合は、口座単位で申請してください。別途、委任状が必要となる場合があります。

No.	質 問	回 答
6	ひとつの事業所(事業所番号)で複数サービスの指定を受けている場合、支援金額はどうなりますか。	兵庫県が実施する障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金の基準に準じます。
7	介護サービスと同一の事業所・施設であるか否かについては、どのように判断すればよいですか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かでご判断ください。 ※例えば、同一敷地内に生活介護事業所(障害)と通所介護事業所(介護)がある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、「介護区分の一時支援金」を申請してください。
8	運営法人は市内に所在するが、市外に所在する障害福祉サービス事業所等についても給付対象となりますか。	市内に所在する障害福祉サービス事業所等を給付の対象としていますので、市外に所在する障害福祉サービス事業所等は対象となりません。なお、運営法人が市外に所在している場合は、障害福祉サービス事業所等が市内に所在していれば給付の対象となります。
9	申請後の流れは、どのようになりますか。	市が申請を受け付け後、審査を行います。内容に不備が無い場合は、交付決定通知をメールにて送付後、支援金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願います。
10	交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。	申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みします。支援金の振り込みについては、3月下旬を予定しています。
11	申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。	市が修正可能な状態に差し戻しますので、連絡をお願いします。